

令和5年度 石川県特定最低賃金専門部会
第1回 電機部会 議事録

開 催 日 時	令和5年10月12日 木曜日 9時28分～11時43分			
開 催 場 所	石川県勤労者福祉文化会館 4階			
出席委員	公益代表委員	木村 弘	高見 俊也	
	労働者代表委員	上岡 純一	徳本 喜彰	宮永 貴之
	使用者代表委員	岩田 誠	江本 茂人	橋本 政人
	欠 席 委 員	公益代表委員 粟田 真人		
	事 務 局	岡村労働基準部長	南出賃金室長	石間賃金指導官
		春名賃金調査員		
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="margin-left: 20px;">① 部会長、部会長代理の選任について</p> <p style="margin-left: 20px;">② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 資料説明</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 改正金額について</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ その他</p> <p>3 閉会</p>			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和5年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第1回電機部会 議事録

令和5年10月12日（木）

9時28分～11時43分

石川県勤労者福祉文化会館 4階会議室

【事務局】指導官

おはようございます。第1回電機部会を開会いたします。

本日の部会は、初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。

皆様方には、10月1日付けで辞令を発令させていただいておりますが、委嘱辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり、岡村労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長

皆様おはようございます。本日はご多忙の中、特定最低賃金の審議委員をお引受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から、労働基準行政の推進、とりわけ最低賃金制度の運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、石川県最低賃金につきましては、去る8月8日に石川地方最低賃金審議会から、時間額で42円の引上げとなる、933円への改正を全会一致でご答申いただいたところでございます。

その後異議申出があり異議審を踏まえまして、9月8日付けの官報公示を経、今週日曜日からの発効とすることができたところでございます。

本年度の最低賃金改定については、春闘を踏まえ、企業の賃金水準が上昇したものの、その上昇率を上回る物価高が続くなど、非常に厳しい経済状況の中、長時間にわたり慎重かつ熱心にご審議をいただきました。本年度の改正最低賃金額につきましては、拡充されました中小企業事業主の皆様への支援策の内容と合わせまして、石川労働局、管内労働基準監督署並びにハローワークが一体となり、その周知に精力的に取り組んでいるところでございます。また、今年度の答申につきましても、全会一致による取りまとめをいた

だいたところでございますが、審議会方式により決定される最低賃金額は、労使の意見が一致することで、管内事業場への監督指導を実施するなど強制権を行使する上での説得力が補強されることとなるところであり、全会一致での取りまとめの持つ意味は大変大きいものと考えております。

これから、皆様方には、今年度の特定最低賃金の改正審議をお願いすることとなりますが、石川県最低賃金の改正審議と同様、ご審議を尽くしていただいた後、全会一致での答申としていただきますよう、是非よろしく願いをいたします。どうぞ本日よろしく願いをいたします。

【事務局】指導官

次に、委員の出欠状況について、ご報告を申し上げます。

公益代表の栗田委員から、所用で欠席されるとのご連絡をいただいております。現在、電機部会は 9 名中 8 名のご出席で、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上、又は公労使各側委員の 3 分の 1 以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題（1）の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】指導官

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。去る、7 月 11 日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。

部会長木村委員、部会長代理には本日ご欠席でございますが栗田委員をご推挙いただいております。いかがでございましょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】指導官

異議なしとのことですので、それぞれ、ご推挙いただいたとおりの部会長

及び部会長代理が選任されました。

それでは、この後の議事進行について、木村部会長よろしくお願いたします。

【木村部会長】

部会長に選任されました木村でございます。円滑な審議に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私木村が行います。労働者側は徳本委員、使用者側は橋本委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議題の（２）に移りますが、石川地方最低賃金審議会 石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配付資料の資料①の４ページから７ページに石川地方最低賃金審議会 石川県特定最低賃金専門部会運営規程がございますが、この内容どおりご確認いただくということよろしいですか。

【各側委員】

異議なし。

【木村部会長】

よろしければ、お手元の運営規程どおり、専門部会を運営していくこととします。専門部会運営規程の第５条会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長

専門部会運営規定第５条第１項では、会議は原則、公開とされておりますが、部会長が個人情報の保護に支障を及ぼす恐れのある場合や、率直な意見の交換などが損なわれると判断した場合には非公開とすることができるとされております。今年度中央最低賃金審議会いわゆる中賃においては、今年４月６日の全員協議会報告のとりまとめによると公労使の三者が集まり議論する部分は、公開するのが適当との結論に至った、これを受けまして、当局の審議会での取り扱いにつきましては、今年７月１１日開催の第４４８回本審の場でご意見を伺いました。このことを踏まえ公・労・使の三者が集まり、議論する部分は公開することとさせていただくこととします。専門部会規定の第５条により、運用方法を一部変更し、部分公開とさせていただきます。

【木村部会長】

専門部会につきましては、金額審議に係るものとなりますので、公労・公使の個別折衝の部分については非公開とすることにしたいと思いますが、各

側委員の皆様いかがでしょうか。

【各委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは今年度の専門部会については、部分公開とします。
次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は 12 月 31 日にしましたが、本年度も 12 月 31 日にするという方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 改正金額の発効日は 12 月 31 日にすることといたします。
次に配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 お手元の資料は、右上に資料と表記したものと別冊と表記した 2 種類となっております。

まず、資料①と表記のある資料をご覧ください。この資料には、本専門部会委員の皆様方と事務局職員の名簿、運営規程をお付けしております。

次に、資料②と表記のある資料をご覧ください。1 ページから 5 ページには、先に提出がありました改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局が行った審査の結果をお付けしております。6 ページ以降は、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しとなっております。

次に資料③と表記のある資料をご覧ください。1 ページは、特定最低賃金についての基本的な考え方を取りまとめたものとなります。後ほど、改めて、ご説明させていただきます。2 ページには、令和 4 年度の全国の特定最低賃金の決定状況を、3 ページには石川局の平成 19 年度からの特定最低賃金の審議状況の推移を、4 ページ以降は、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。

資料④と表記のある資料には、今年度実施しました基礎調査の総括表及び分布表をお付けしております。後ほど、担当よりご説明をさせていただきます。

次に、別冊 1 と表記された資料をご覧ください。1 ページから 12 ページまでは 9 月 28 日に北陸財務局から発表された北陸経済調査となります。最近の経済動向は、持ち直していると記載されております。13 ページから 19

ページまでは、日本銀行金沢支店が9月に発表した北陸の金融経済月報、20ページから37ページまでは、石川労働局が9月29日に発表した8月の雇用失業情勢を、38ページ以降は石川県から発表されております主要データ集をお付けしております。

最後に、別冊2と表記のある資料をご覧ください。この資料は、委員限りで、令和5年度の全国の特定最低賃金の決定状況の一覧をお付けしております。今後の改正決定の審議の参考としていただければと思います。

【事務局】指導官

続きまして資料4番ご覧くださいませ。

令和5年度最低賃金に関する基礎調査報告書についてでございます。御説明させていただきます。本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,965件をランダムに抽出し、本年5月中旬から7月上旬にかけて当該調査を実施いたしました。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料④となります。

まず総括表の見方について、簡単にご説明申し上げます。総括表はA3サイズの3枚で1組となっています。総括表の左端に時間当たり所定内賃金(3手当を除く)とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額であり、同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されています。この総括表を基に最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表を作成しております。

最低賃金の改正に際し、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが同表に記載されている影響率となります。次葉以降は、改正金額近傍労働者の分布グラフとなります。

これらの調査結果について、今後の審議での参考としていただければ幸甚でございます。

【木村部会長】

ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。その他、提出資料についてのご質問がなければ、次に移ります。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思います。その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から

説明をお願いします。

【事務局】 室長

資料③の 1 をご覧ください。読み上げさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、特定（産業別）最低賃金は、①関係労使が②労働条件の向上又は事業の公正競争の観点から③その産業の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第 15 条の規定の手続による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成 14 年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

【木村部会長】

ただ今、事務局から説明のありました考え方の趣旨をご理解いただき、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

【徳本委員】

よろしくお願ひいたします。労働者側としましては先ずもって、改正の必要性ありとしていただいたことに対しましてお礼を申し上げたいと思いま

す、ありがとうございます。世の中を見渡しますとやはり材料費の高騰、エネルギー価格の高騰とかありまして企業の経営が厳しいことは十分に理解をさせていただいているつもりです。その分労働者側も厳しい生活をしている状況になりますのでしっかりとこの審議会で審議させていただきまして少しでも最低賃金が上がるように努力をしていきたいと思っております。

またこの審議会の結果につきましては電機産業のこれからの未来を見据えたメッセージにもなるかと思っておりますのでしっかりと議論をした上審議をさせていただきたいと思っております。後はこれも毎回申し上げておりますけど、この電機産業が県内で基幹産業として引っ張っていている一つの業種だと思っておりますのでそういう意味では余計に優秀な人材を確保したいということもありますので最低賃金が浮き上がりますとその産業で働く電機の皆さんの給料が上がっていくこととも思いますので、人への投資ということも含めましてこの会議が大事だと思っております。毎年申し上げますけれども、電機のこの特定最低賃金 1,000 円を目指して対応してまいりました。地賃もだいぶ上がりましたし、電機の特賃も 1,000 円に近付いております。1,000 円に向けてこの 1.2 年どうしていくかをしっかりとこの中でも審議させていただきたいと思っております。1,000 円の先についてはこれから電機の方考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【木村部会長】

その他の労働者側委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、使用者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思えます。

【橋本委員】

今ほど南出室長からご説明があったようにこの特定最賃は公益主導ではなく労使双方が十分議論をして決定していくと、そういった基本的な考え方がありますので私どもとしては十分協議をさせていただいて最終的には落ち着くべきところに落ち着くことができればよいと思っておりますのでよろしくお聞きしたいと思えます。

【木村部会長】

その他の使用者側委員の方はよろしいですか。

なければここで、部会をいったん休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思えます。

事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】指導官 労働者側の控室は、5階の第3会議室を、使用者側の控室は、3階第1会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】 それでは部会を再開致します。
本日は労使双方から金額についてご意見をお聞きしました。
双方の主張内容について確認したいと思います。
まず労働者側からは石川県の生産額における電機分野が27%で全国7位、県内の労働者の中で電機の労働者の割合が23.1%全国12位ということで石川県内においては電機分野は基幹産業であるというお話を伺いました。
今日の数字としましては春闘の最低賃金の全国平均額が173,500円、これを所定労働時間164時間として時間で割りますと時給で1,058円、現在の石川県の最低賃金との差が135円ですのでこれを3年で埋める前提で45円ということで本日のところは45円の引上げというのが本日最終の意見になっております。一方使用者側はまずまだ他県の状況ですとか他分野の状況ですとかを見極めたいとの話を伺っておりまして本日のところは35円の引上げを提示させていただきたいとの話を伺っております。労使双方ともにこの金額を本日の前提として今後話し合っただけで全会一致に向けてすり合わせていきたいというお話を伺っております。ただ本日のところは先ほど申しましたとおり労働者側45円使用者側35円ということで開きがありますので、本日の部会においては合意には至らないと判断いたします。

本日はこれで終了したいと思いますが、先ほど事務局から説明のあった特定最低賃金の基本的な考え方をご理解いただきまして、全会一致に向けてお話を続けていきたいと考えております。

その他何かありますでしょうか。他に無いようでしたら、次回の案内を事務局からお願いします。

【事務局】指導官 次回、第2回電機部会につきましては10月18日水曜日午前9時30分から金沢駅西合同庁舎7階共用第5A会議室で開催させていただきたいと思っております。なお、当日所用により欠席される場合は、事前に事務局あて、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【木村部会長】

これで、本日の電機部会を終わります。お疲れ様でした。